

京情審答申第65号
平成20年2月18日

京都府知事
山田啓二様

京都府情報公開審査会
会長 山本克己

公文書非公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成19年5月1日付け9京医庶第171号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が公開請求の対象となる公文書を特定できないことを理由に非公開とした判断は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成18年12月18日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「京都府立医科大学職員へのデパスの投薬状況を表す診療報酬明細書控（2005年度分）又はそれを集約したもの」を内容とする公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 これに対し、実施機関は、診療報酬明細書控には、京都府立医科大学職員（以下「医大職員」という。）を識別する情報が含まれていないため、本件公開請求の対象となる公文書（以下「本件対象文書」という。）を特定できないとして、平成19年1月4日、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、公文書非公開決定通知書（不存在等）を異議申立人に送付した。
- 3 平成19年2月8日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成19年5月1日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

条例は、第6条本文において「実施機関は、公開請求があった場合は、当該公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されているときを除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」として、公文書の原則的公開義務を定めている。

また、条例中には、職員名簿等のデータベース等を使用して作業をしなければ、公開請求に係る公文書を特定することができないような場合に、そのような作業を行う必要はない、又は行ってはならない旨の規定は一切ない。

もともと公開請求を行う府民等にとって、公文書が実施機関において、どのような形式・書式で保存・使用されているのか、又は存在するの可否かさえ分からない。

それゆえに、診療報酬明細書控には医大職員であることを直接示す記述がなくとも、職員名簿等のデータベースを使用し作業することにより、医大職員に係る診療報酬明細書控を特定できるにもかかわらず、実施機関が「請求者が、公文書を確実に特定していない。」という形式的な理由のみで、条例の根拠を何ら示すこともなく、単に「公開請求の対象となる公文書を特定する作業を行う必要がない。」という一言をもって、職員名簿等のデータベースを使用して作業すること等自体を行わないなら、実施機関の恣意のみによって公文書の公開を行わないことが決まることになり、原則公開という条例の趣旨をまったく逸脱したものとなる。

実施機関が「公開請求の対象となる公文書を特定する作業を行う必要がない。」と考えるなら、そのことについての条例上の明確な根拠を明らかにするべきである。

なお、条例第15条第2項において、「公文書の公開は、閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあっては、それぞれこれらに準じる方法として、その種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関が定める方法。以下同じ。）により行う。」と規定しており、特に電磁的記録については、加工するなどの作業をして公開することを想定していることは明らかであり、公文書の特定などの作業を前提としていることも明らかである。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 診療報酬明細書控について

診療報酬明細書は、京都府立医科大学附属病院（以下「医大病院」という。）が診療に要した費用を保険者に請求するための書面であり、診療を受けた個人毎に月別に作成しているものである。

したがって、実施機関が保有しているものは保険者に提出した診療報酬明細書の「写し」である。

診療報酬明細書控に記載されている情報は、①患者に関する情報（氏名、生年月日、性別、患者ID、保険番号等に関する情報）、②保険医療機関である医大病院に関する情報（名称、所在地、電話番号、診療科）、③患者の診療に関する情報（傷病名、診療名、診療内容、投薬の状況、保険点数等）といった、診療に係る機微にわたるものであり、個人への帰属性が極めて高い文書である。

2 非公開とした理由について

医大職員に係る診療報酬明細書控について、医大職員に係る職員名簿等の外部の情報と組み合わせることで、一患者としての医大職員の診療報酬明細書控を特定することは、個人情報保護の観点から適切ではないこと、及び診療報酬明細書控自体には、医大職員を特定する情報がないことから、本件対象文書が特定できないことを理由として非公開決定を行ったところである。

医大職員としての職員名簿等の情報は、職務遂行情報として公にすることが予定されているが、一患者として病院を受診した情報は、公にされるべき情報には該当しない。

したがって、職務遂行のために作成された名簿等を利用して、個人情報が含まれた公文書（診療報酬明細書控）中から一個人である医大職員の情報を特定することは適切な処理ではない。

なお、「適切な処理ではない」とは、「職務遂行情報」と「個人の情報」を照合する事務処理自体のことを指す。

また、実施機関が管理するデータベースを活用すれば異議申立人が公開を請求している診療報酬明細書控を特定することも技術的には可能である。

しかし、実施機関としては、そもそも個人の診療に係る情報から更に「特定の職種に属する個人に対する薬品の処方」に係るデータを抽出してまで公開請求の対象となる公文書を特定する必要があるとは考えていない。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。当審査会は、このような基本理念に

のっとり、府が保有する公文書の公開を請求する権利が、不当に侵害されることのないよう、条例を解釈し、以下に判断するものである。

2 具体的な判断及びその理由について

実施機関は、診療報酬明細書控には、医大職員を識別する情報が含まれていないため本件対象文書を特定できない旨、及び医大職員に係る職員名簿や実施機関が管理するデータベースを活用すれば本件対象文書を特定することも可能ではあるが、医大職員に対する薬品の処方に係るデータを抽出してまで本件対象文書を特定する必要があるとは考えていない旨説明するので、これについて検討し、判断をする。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は医大病院が保有する平成16年度の診療報酬明細書控のうち、医大職員が患者として受診し、緩和な精神安定剤であるデパスの投薬を受けたものであると認められる。

(2) 本件対象文書の特定について

診療報酬明細書控には当該診療報酬明細書控が医大職員のものであるか否かを識別し得る記載等は存在しないため、診療報酬明細書控に記載されている情報のみをもって本件対象文書を特定することはできないものと認められる。

したがって、本件対象文書を特定するためには、診療報酬明細書控に記載の患者氏名と医大職員に係る職員名簿とを突き合わせる作業又は電算管理されている患者データの中から、患者毎に付されている患者ID番号のうち、京都府立医科大学職員厚生会の会員であることを識別する情報等を利用して医大職員に係る患者ID番号を検索し、その患者ID番号と診療報酬明細書控に記載されている患者ID番号を突き合わせる作業（以下「本件突き合わせ作業」という。）を行う必要がある。

(3) 本件突き合わせ作業について

本件対象文書を特定するための本件突き合わせ作業は、医大職員に係る職員録又は電算管理されている患者データという、本件公開請求で公開を求められている診療報酬明細書控以外のものを用いて行なわなければならない作業であり、公開請求があった場合に、対象公文書そのものに記載された情報により実施機関が通常行う対象公文書の特定作業とは異なる、特別の作業であると認められる。

条例は公開請求の対象となる公文書を特定するために、本件突き合わせ作業のような特別の作業を行うことまでを実施機関に義務づ

けているものではない。

したがって、実施機関が本件突き合わせ作業を行うことなく、本件対象文書が特定できないとしたことは妥当である。

3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年 5月 1日	諮問書の受理
平成19年 5月24日	実施機関の理由説明書の受理
平成19年 6月19日	異議申立人の意見書の受理
平成19年 6月29日	第1回審査会
平成19年 8月22日	第2回審査会
平成19年10月22日	第3回審査会
平成19年11月26日	第4回審査会
平成19年12月26日	第5回審査会
平成20年 1月31日	第6回審査会
平成20年 2月18日	答 申